

様式第 1 号（別紙 2）

佐賀県及び有田町地方創生移住支援事業に係る個人情報の取扱い

- 1 佐賀県及び有田町は、佐賀県及び有田町地方創生移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
- 2 佐賀県及び有田町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。
- 3 有田町は、定期的に住民基本台帳による居住確認を行うとともに、転出した場合はその転出先の確認を行う場合があります。